

静岡市スマートシティ推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、静岡市スマートシティ推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、ICT等のデジタル技術を活用し、産学官金が協働して地域のデジタル化を新たな価値創出と社会課題解決の両面から推進することにより、市民一人ひとりの幸福度の向上に繋げ、誰もがデジタル化による豊かさを享受できる地域社会（以下「スマートシティ」という。）を実現することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

- (1) 静岡市のスマートシティの推進に関する事業の検討
- (2) スマートシティに関する会員（第4条第1項に定義する「会員」をいう。）相互の情報交換
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する法人又は団体等の会員により構成する。

- 2 協議会の会員としての登録を希望するものは、別に定める手続きにより協議会に登録の申請を行うものとする。
- 3 協議会を退会しようとする会員は、別に定める手続きにより協議会に退会の申請を行うものとする。
- 4 会員が本規約に違反したとき、会員が協議会の名誉を毀損する行為を行ったとき、その他会員を除名すべき正当な事由があるときは、会長は、当該会員を除名することができる。

(役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 役員は、総会において、会員の互選によりこれを定める。
- 3 会長及び副会長の任期は1年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員が行う職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(総会)

第6条 協議会に総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成し、年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メール等により開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 4 総会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、表決をし、又は議長若しくは代理人に表決を委任することができる。この場合において、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- 7 総会は、次に掲げる事項について審議し、承認する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 役員を選出に関すること。
 - (4) その他重要な事項に関すること。

(運営委員会)

第7条 協議会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、総会の決議において会員の中から選任する。
- 3 運営委員会は、副会長が招集し、副会長が会議の議長となる。
- 4 運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 協議会の運営方針及び運営に関すること。
 - (2) 総会に付議する事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 新たに協議会に入会しようとする者の承認に関すること。
 - (4) ワーキンググループの設立・承認等に関すること。
- 5 運営委員会は、運営委員の過半数の出席（委任を含む）により成立し、その議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 6 運営委員会は、必要に応じて、書面又は電子メール等により開催することができる。

(ワーキンググループ)

第8条 第3条の活動内容の具体化を図るため、協議会にテーマ別のワーキンググループ

を設置することができる。

- 2 各ワーキンググループの運営に必要な事項については、各ワーキンググループで協議し決定するものとする。
- 3 ワーキンググループにおける活動の進捗状況等を総会及び運営委員会にて報告するものとする。
- 4 その他ワーキンググループに関し必要な事項は、運営委員会において別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、静岡市デジタル化推進課内に事務局を置く。

(秘密情報の保持義務)

第10条 会員は協議会を通じて知り得た情報のうち、次に掲げる情報について、その取扱いを厳重に行い第三者に漏洩してはならない。

- (1) 他の会員が保有する個人情報及び保有技術等の詳細
 - (2) その他運営委員会が指定する情報
- 2 前項各号に掲げる情報のうち、公表済みである情報及び他の会員の承諾が得られた情報については前項の限りではない。
 - 3 会員は、総会、運営委員会及びワーキンググループに提供する資料のうち、秘密の保持が必要な情報については、その旨を資料に明記するなどの対策を講じなければならない。
 - 4 その他情報の取扱いについては、運営委員会に諮って定める。

(規約の変更)

第11条 本規約は、総会の決議により改正することができる。

(解散)

第12条 協議会は、総会の決議により解散することができる。

(雑則)

第13条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年3月15日から施行する。